

奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十五号

奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良県政府調達苦情検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「協定」の下に「その他の国際約束」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。